

Question 10 :

行動計画を策定したら、どのような手続きが必要になりますか

Answer

行動計画を策定したことを届け出ましょう

行動計画が完成したら、定められた様式にしたがって、策定したことを都道府県労働局に届け出る必要があります。

届出時には、届出様式(用紙)の該当箇所に○印をつけて提出するだけで足り、行動計画そのものを提出する必要はありません。

また、行動計画を変更した場合にも、策定時と同様の手続きが必要です。

→行動計画の届出様式は、17ページを参照ください。

● 策定したことの届出は都道府県労働局に

届出の様式は、

- ① 最寄りの「都道府県労働局」か
- ② 厚生労働省(労働局)のホームページからダウンロードして入手できます。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

